

困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画(案) 概要

1 計画策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行される。

本計画は、本法に基づき、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するため策定するもの。

2 計画の位置づけ

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく都道府県基本計画

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

4 計画における施策の対象者

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

5 計画内容

計画目標	困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心し自立して暮らせる社会の実現
------	--------------------------------------

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

- 1 基本的な考え方
- 2 現状及び課題

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

基本目標1 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

- 1 支援の体制
- 2 支援調整会議
- 3 人材育成・研修、調査研究等の推進

基本目標2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

- 1 アウトリーチ等による早期の把握
- 2 支援のきっかけづくりのための居場所の提供
- 3 相談支援の充実
- 4 一時保護の実施
- 5 被害回復支援の推進
- 6 同伴児童等への支援
- 7 支援対象者に寄り添った自立支援
- 8 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

基本目標3 困難な問題を抱える女性に対する相談窓口の周知と教育・啓発の推進

- 1 相談窓口や支援内容の周知
- 2 教育・啓発の推進

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の目標指標
- 3 計画の見直し